

# 熊本県保険医協会 F A X 情報（その 7）

2021年2月22日発行：（一社）熊本県保険医協会

## 令和2年7月豪雨に係る被災者の医療・介護 窓口負担の免除期間延長について

令和2年7月豪雨に係る被災者の医療・介護の窓口負担の免除期間が延長されましたのでお知らせいたします。

### 1. 市町村国保・後期高齢者医療・介護保険の被保険者

【免除期間】 令和3年6月末まで（令和3年7月以降の取扱いは未定）

【免除対象】 災害救助法の適用市町村に居住する者

<災害救助法の適用市町村>

八代市、人吉市、上天草市、天草市、芦北町、錦町、湯前町、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、菊池市、玉東町、南関町、和水町、小国町、水俣市、山鹿市、津奈木町、多良木町、水上村、長洲町、南小国町

※ 窓口負担の免除を受けるためには免除証明書の提示が必要です。

※ 熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合の被保険者も上記と同様の取扱いになります。

### 2. 協会けんぽの被保険者又は被扶養者

【免除期間】 令和3年3月末まで（※）

※ 市町村国保・後期高齢者医療と同様に、令和3年6月末まで免除期間が延長される見込みです（協会けんぽ本部に確認済）。令和3年3月以降に「協会けんぽホームページ」をご確認ください。

協会けんぽホームページ「医療機関における一部負担金の免除について」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat550/saigaiosirase/r0207gouu/menjyo/>

【免除対象】 災害救助法の適用市町村に居住する者

（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む）

※ 窓口負担の免除を受けるためには免除証明書の提示が必要です。

※ 上記以外の保険者（各健康保険組合等）についても一部負担金等が免除される場合があります。詳細は各保険者へお問い合わせください。

<出典>

・熊本県ホームページ「被災された方は病院等の窓口負担なしで受診できます」

[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_34569.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34569.html)

・協会けんぽホームページ「医療機関における一部負担金の免除について」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat550/saigaiosirase/r0207gouu/menjyo/>